

使用料等に係る減免制度の継続適用の調査結果等について

令和8年第2回市会定例会で御報告した下水道使用料の福祉減免と同様に、減免を継続して適用している業務及び適用解除の漏れの有無について、各局に確認いたしました。

水道料金及び下水道使用料の福祉減免に係る減免適用誤りについての再発防止の取組状況と併せて御報告いたします。

1 各局調査結果（調査期間：令和8年6月22日～7月31日）

減免制度等における適用解除の運用状況について、令和6年度に判明した水道料金・下水道使用料基本料金の福祉減免の適用誤りと同様の誤りがいないか各局を対象に調査をしました。その結果、他の業務において誤り等はございませんでした。

(1) 減免制度が設けられている業務：257 件

(2) 減免制度が設けられている業務のうち、事務処理の運用において、減免を継続して適用する仕組がある業務：6 件

※水道料金・下水道使用料の福祉減免 2 件含む

【その他4件の内訳】

	減免制度	減免対象	適用誤り
1	水道料金 災害減免	令和6年能登半島地震の被災地から本市内に一時的に避難している者（最長6か月）等	なし
2	下水道使用料 災害減免		なし
3	水道料金 ミスト減免	加圧式のミスト装置を不特定多数が通行する屋外に設置した場合等（5月から10月まで）	なし
4	下水道使用料 その他汚水減免	<u>井戸水を家事専用で使用し</u> 、公共下水道を使用する世帯で、福祉的支援が必要な同居親族がいらっしゃる場合	なし

2 水道料金及び下水道使用料の減免適用誤りの再発防止策

水道局と事業所管局である健康福祉局、こども青少年局とが連携し、次のとおり進めています。

取 組	内 容	効 果	現在の取組状況
福祉特定コードの導入（令和8年7月から）	事業所管局で使用している各福祉制度対象者の福祉特定コードを水道局のシステムにも登録して、事業所管局と水道局の情報を結び付ける。	・水道局内での資格確認が、より確実に行えるようになる。 ・事業所管課での資格喪失者リストの作成がより確実に行えるようになる。	対象者の62%を登録済 （令和8年9月1日時点）
特別児童扶養手当資格喪失、所得制限超過による支給停止時の案内強化	特別児童扶養手当の受給資格を喪失した際、又は所得制限超過により支給停止となった際、当該通知と一緒に、水道局へ減免資格喪失の届出を要することの案内を同封する。	案内により本人からの届出が増え、より確実な減免解除を行うことができる。	令和8年7月より、特別児童扶養手当の資格喪失通知書及び所得制限超過による支給停止通知書に水道料金等の減免解除手続の案内の同封を開始

【参考】令和8年第2回市会定例会で報告済みの再発防止策

- ① 生活保護を受けているひとり親世帯
 - ・資格喪失者リスト作成時のダブルチェックの徹底
 - ・各担当ケースワーカーから対象者に対して、水道局への減免解除届出を行うよう周知を徹底
- ② ひとり親家庭等医療費助成世帯
 - ・資格喪失者リスト作成時のダブルチェックの徹底
 - ・資格消滅通知を送付するタイミングで水道減免の解除に関する案内を同封
- ③ 特別児童扶養手当受給世帯
 - システム改修により、水道料金の減免対象者と資格対象世帯のデーターを突合し、資格喪失者リストを作成